

京都府における 補装具費支給制度と申請の流れ ～重度障害者用意思伝達装置について～



令和4年9月3日
京都府健康福祉部
家庭支援総合センター
理学療法士 大西 武史

1

補装具作成方法（支給制度） について

障害者手帳

2

身体障害者更生相談所を ご存知でしょうか？



3

身体障害者更生相談所とは

- I 身体障害者本人等からの相談に応じ、**補装具**に関する専門的な指導、**判定業務**、処方および適合、業者指導などを行う行政機関
- I 設置主体は都道府県、政令指定都市
- I **身体障害者手帳**所持者、**難病**の方が対象

身体障害者更生相談所の設置及び運営について(厚労省)
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8807&dataType=1&pageNo=1

※iPhoneはカメラでQRコードを写すとサイトに移動
※Androidは各種QRコードアプリを使用



4

近畿の身体障害者更生相談所

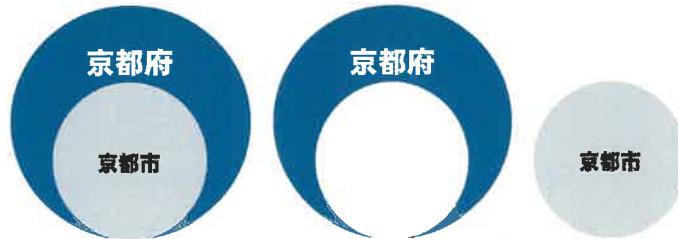
府県

- 京都府家庭支援総合センター
- 大阪府障がい自立相談支援センター
- 兵庫県立身体障害者更生相談所
- 奈良県身体障害者更生相談所
- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
- 三重県障害者相談支援センター
- 滋賀県身体障害者更生相談所

政令指定都市

- 京都市地域リハビリテーション推進センター
- 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター
- 堺市障害者更生相談所
- 神戸市障害者更生相談所

対応エリア



政令指定都市がある府県はその市を除く全域となる

6

対応相談所

住民票によって決定される。

例) 宇治市、亀岡市、舞鶴市等
京都府家庭支援総合センター

例) 京都市
京都市地域リハビリテーション推進センター

補装具の種類

- 義肢（義手、義足）
- 装具（下肢、靴型、体幹、上肢）
- 座位保持装置
- 車椅子、電動車椅子
- 重度障害者用意思伝達装置



- その他
盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、歩行器、歩行補助杖
- 障害児限定
座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

種類の詳細
https://www.prefshimane.lg.jp/medical/fukushi/syogai/syoutai_syogaisya/hosouguusyomoku.html



重度障害者用意思伝達装置 (以下、重度意思伝)

- ・伝の心
- ・オペレートナビシリーズ
- ・OriHime eye + Switch
- ・Miyasuku EyeConSW
- ・TCスキャン
- ・話想
- ・マイトイビー（特例補装具）
- ・MCTOSシリーズ等

9

注意

携帯用会話補助装置

これは補装具に該当しない！

（日常生活用具に該当）

※判定は市町村が行う



例) ボイスキャリーペチャラ



10

重度意思伝交付の流れ

11

注意

今回は**重度障害者用意思伝達装置**の制度説明
であり、他の補装具は流れが違います



12

注意

- 各更生相談所とも**基本指針は同じ**であるが、**詳細な部分で異なる事もある**
- 今回は**京都府**の制度説明であり、京都市の方は制度が少し違う可能性があるので注意



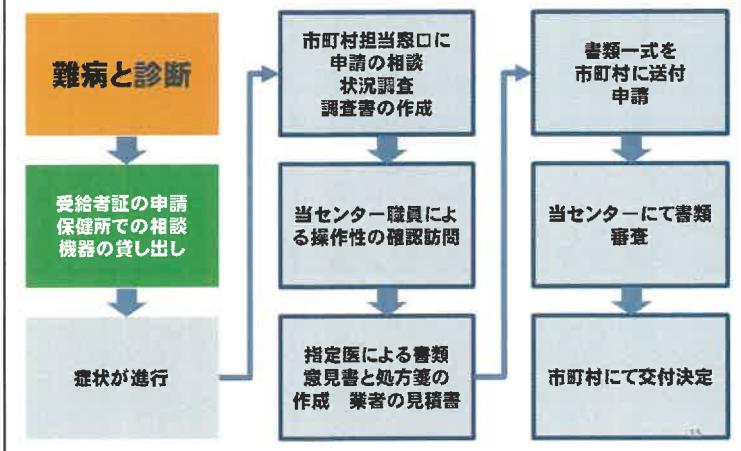
13

注意

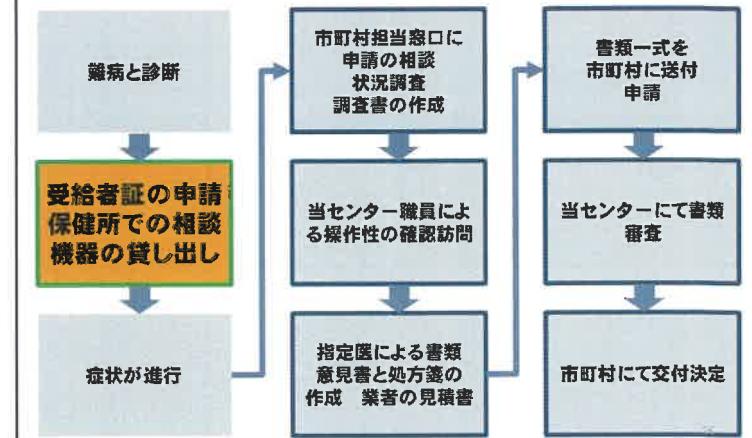
- 全体の流れを図示していますが、2つの制度が混在しています。
- 緑色で表記している部分に関しては**在宅難病患者等療養生活用機器貸出事業**であり、補装具の制度とは違います。

14

全体の流れ（難病の場合）



全体の流れ（難病の場合）



保健所での相談や申請

受給者証等の申請

保健所の担当者から状況に応じて
在宅難病患者等療養生活用機器貸出
事業の説明（重度障害者用意思伝達装置等）



申請により保健所担当者に情報が伝わり、
以後、連携が可能となります

17

在宅難病患者等療養生活用機器貸出

- (1) 携帯用会話補助装置
- (2) 重度障害者用意思伝達装置等

※事業目的は、利用者のニーズに合う機器の購入（導入）
前に試用し評価すること。
※貸出期間は対象者の状況・目的に応じて決定する。
(原則、最長2ヶ月以内)

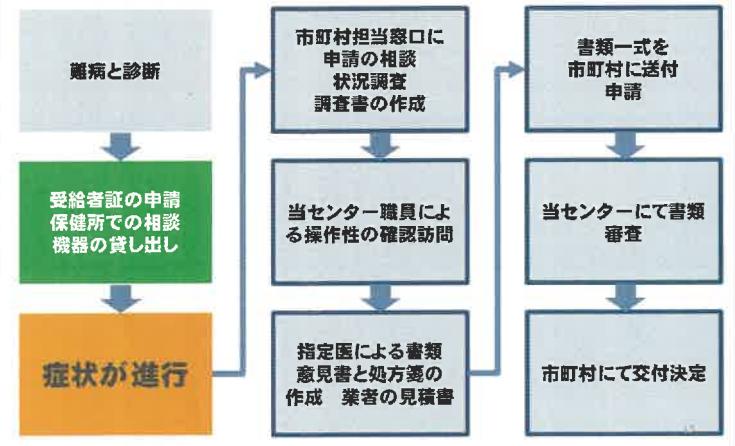


京都府
<https://www.pref.kyoto.jp/nenbyou/1217811259423.html>



18

全体の流れ（難病の場合）



貸出事業利用の適切な時期は？

- ・早すぎると適切な機種、スイッチ選択が
難しくなる（症状が変化するため）
- ・遅すぎると練習が難しく、機器のシステム
理解が難しくなる

特にスイッチの選択が難しい！



貸出事業利用の適切な時期は？

適切な時期

1~2ヶ月後に意思伝達が困難になってきており、操作が問題なく行える時期

※進行が早いと適切な時期が予想困難である為、**基本的には早め**の対応が望ましい



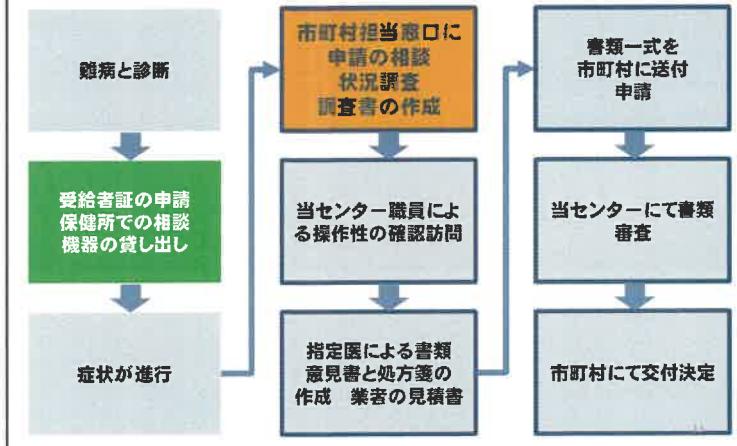
貸出機器の選択（重度意思伝）

- ・伝の心
- ・TCスキャン
- ・miyasukuEyeConSW
- ・OriHime eye + Switch

保健所担当者、医療関係者等と相談し最適な機器を選択

22

全体の流れ（難病の場合）



申請のタイミング

どの程度の障害状況になると、
申請を行うのか？



24

支給対象者（国の考え方）

原則として、下記のとおり【補装具費支給事務取扱指針】

身体障害者手帳所持者

重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であつて、重度意思伝達装置がなければ意思の伝達が困難な者

難病患者

音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者

※意思伝達装置の操作が可能な者

25

支給対象に係る留意事項①

【補装具費支給事務取扱指針別表 注意書】

取扱指針は、あくまでも対象者の例。支給の判断に当たっては、個別の身体状況や生活環境等を十分に考慮すること

難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度である状態を持って判断すること

26

支給対象に係る留意事項②

難病患者等で進行性の疾患の場合、いずれの状態にも合致しにくい場合がある。その場合には、指定難病であること、

近い将来上記のような状態になることについて、補装具費支給意見書において医師の診断が明確であるような場合は、

申請者の身体状況等をよく検討の上、
支給の対象として差し支えない。

※厚労省自立支援振興室Q & A（抜粋）



市町村への申請相談

申請の相談後、市町村担当者は聞き取りや自宅訪問を行い、当センターへ提出するための調査所を作成

※市町村連絡先は別添資料を参照



調査書の確認

当センターにて調査書の確認

確認事項

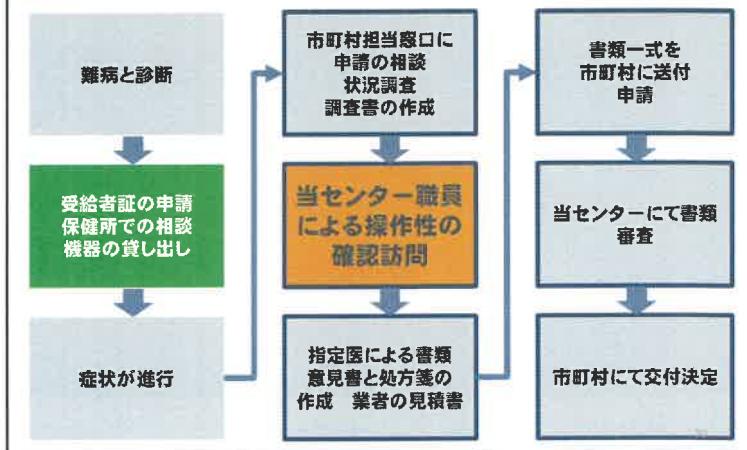
- ・指定難病か
- ・手帳所持しているか
- ・医療関係者が機器の評価をしているか
- ・家族が機器の管理ができるか
- ・貸出の機器で操作が可能であったか
- ・等々



国の条件から大きく外れていないか、機器は適切か等の確認を行っている

29

全体の流れ（難病の場合）



操作性確認

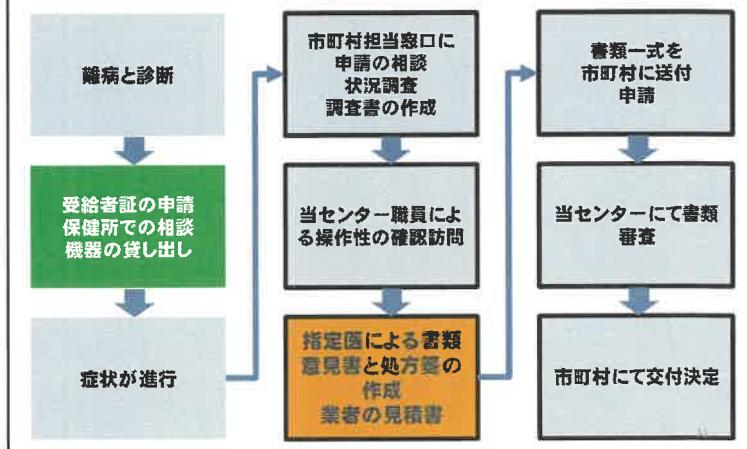
- ・適切な機器（本体）か
- ・残存筋力の確認
- ・適切なスイッチか
- ・スイッチは適切な場所にあるか
- ・スイッチの操作が可能か
- ・機器のシステム理解をできているか

※実際に自分の名前を入力する等の操作確認を行います

※スイッチが適切ではない、スイッチの場所が悪いことが時折あります

31

全体の流れ（難病の場合）



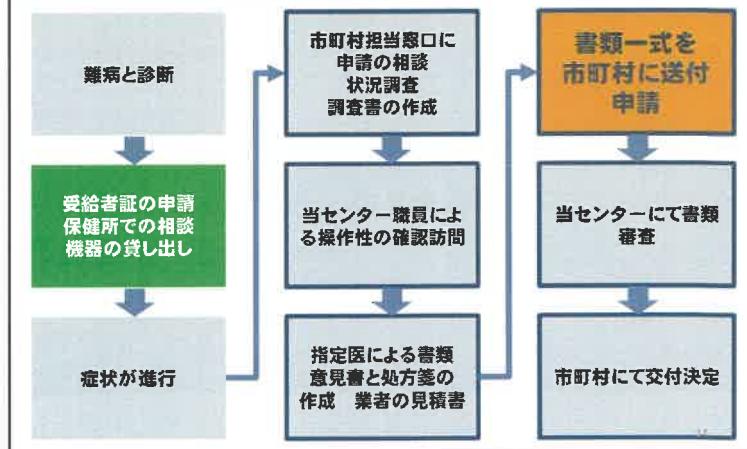
意見書作成可能医師

1. 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医であって、所属学会認定の専門医である。
2. 指定自立支援医療機関の医師であって、所属学会認定の専門医である。
3. 難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に基づく指定医である。

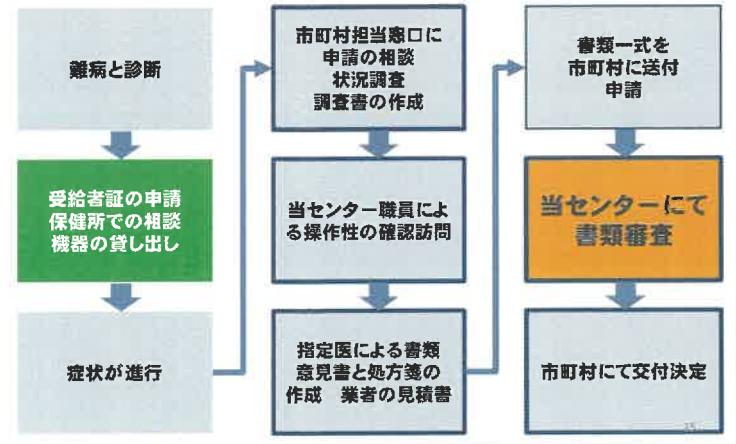
※作成可能医師がない場合は、相談可能です

33

全体の流れ（難病の場合）



全体の流れ（難病の場合）



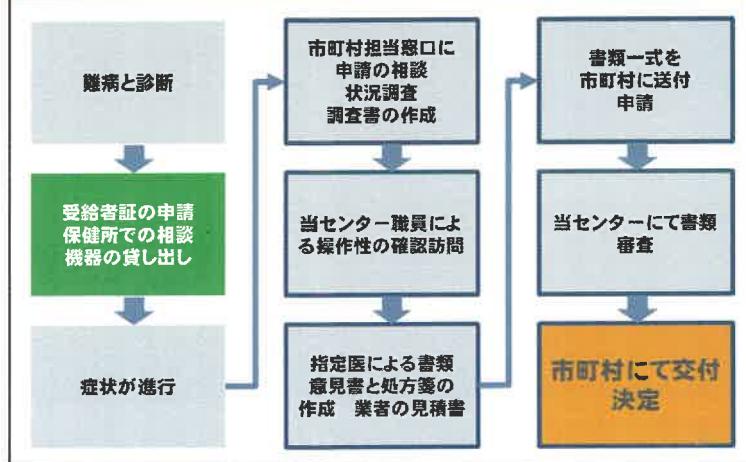
書類審査

- ・ 内容に不備がないか
- ・ 見積書の価格が適正か



35

全体の流れ（難病の場合）



判定にかかる日数（過去の平均）

- ・意見書日から判定依頼：16日
(市町村での文書処理日数)

- ・判定依頼日から判定書：14日
(京都府での文書処理日数)

土日、郵送にかかる日数を含んでいますため、
実際には1週間程度での判定となります

36

修理について（耐用年数）

意思伝の耐用年数は**5年**

- ・通常の使用において補装具が修理不能となるまでの**予想年数**
- ・障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、**再支給の際には実情に沿うよう十分配慮してよい**
- ・**スイッチ**においては、身体状況の変化に応じて適切な修理交換を行う

39

交付決定件数

- | 年度 | 件数 |
|--------|----|
| 平成28年度 | 7件 |
| 平成29年度 | 8件 |
| 平成30年度 | 8件 |
| 令和元年度 | 6件 |
| 令和2年度 | 7件 |
| 令和3年度 | 2件 |

※相談自体は15件程度あるが、体調の悪化等によりキャンセルになることが多い

40

よくある質問

Q：どのタイミングで申請が可能となるのか？

A：個別性が強いので一概には言えないため、悩む場合は相談機関に連絡。進行速度が速い場合は、できる限り早急に。

41

よくある質問

Q：余命が短いと言われましたが、申請してよいのか？

A：予測でしかないため、意見書作成医師が必要と認めた場合は交付可能である

42

参考資料

43

意思伝達ガイドブック

本編



- **本編**
http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden_h25-1of2.pdf

参考資料編



- **参考資料編**
http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden_h25-2of2.pdf

改訂分抜粹



- **改訂分抜粹**
<http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/gl-h30-syuusei.pdf>

ALS患者に対するコミュニケーション機器導入支援ガイドブックPDF

- かなり専門的な内容になっておりますが、体系立てて書かれています。（特に支援に関わる医療職の方にお勧めです）

<http://als-chiba.org/p-f/ref/ca-guidebook.pdf>



45

補装具費支給事務ガイドブック

- 補装具費支給制度について、詳細な説明や事例が記載されています（全250ページ）

http://www.techno-aids.or.jp/research/guidebook_180411.pdf

※サイズ9MBのため、スマホでの閲覧は注意



45

困ったときは

判断に悩む場合は、各相談所に相談するのが確実です。

I 京都府家庭支援総合センター
(京都市を除く京都府域)
075-531-9608

I 京都市地域リハビリテーション推進センター
(京都市内を担当)
075-823-1650

47